



令和 8 年 8 月 30 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨に伴う災害に係る 災害救助法の適用について【第 2 報】

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、富山県は 4 市に、石川県は 4 市町に、福井県は 6 市町に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
富山県 (4 市)	高岡市 (たかおかし)、氷見市 (ひみし)、小矢部市 (おやべし)、射水市 (いみずし)	8 月 27 日 (8 月 27 日)
石川県 (4 市町)	羽咋市 (はくいし)、羽咋郡志賀町 (はくいぐんしかまち)、 羽咋郡宝達志水町 (はくいぐんほうだつしみずちょう)、鹿島郡中能登町 (かしまぐんなかのとまち)	8 月 27 日 (8 月 27 日)
福井県 (6 市町)	福井市 (ふくいし)、大野市 (おおのし)、勝山市 (かつやまし)、あわら市 (あわらし)、坂井市 (さかいし)、吉田郡永平寺町 (よしだぐんえいへいじちょう)	8 月 29 日 (8 月 30 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）